

【実践事例（Ⅰ）】

（丸森町立舘矢間小学校）

学校再編により広がった校区の災害特性等を確認

学校の状況

- 令和4年4月に、小学校3校が再編され、新たに開校した学校である。
- スクールバスを3路線運行している。
- 校区は、令和元年東日本台風により、浸水等の甚大な被害を受けた地域である。

取組の概要

■スクールバス運行3路線の巡視

- 年度始めに、スクールバス運行会社と連携し、教職員がスクールバス3路線に乗車して、児童の乗降場所や運行路線における災害発生時の危険箇所等を確認した。また、地震等の災害発生時のスクールバスの待機場所等もバス運行会社と確認した。



■令和元年東日本台風の教訓を学ぶ

講師 国土交通省東北地方整備局宮城南部復興事務所長

- 教職員が、広がった校区の災害特性を学ぶため、国土交通省東北地方整備局宮城南部復興事務所所長を講師に、丸森町内における令和元年東日本台風の被害状況や災害発生の原因、歴史から学ぶ災害リスクなどについて研修した。

また、外部講師に大学の有識者を招き、令和元年東日本台風における地域住民等の避難行動や、実効性のある避難訓練に向けて研修した。



■上記等を踏まえ、町スクールバス運行管理マニュアルを次のとおり見直した

見直しは、町教委、各学校、バス運行会社で実施

- 災害発生時におけるスクールバス運行について ※見直したポイントを抜粋して記載

1 地震（震度5弱以上）が発生した場合

登下校中：最寄りの安全な場所で、運行コースの安全が確認されるまで待機する。

その際、バス運転手は、バス運行会社や学校等と連絡を取り、運行の対応を検討する。

なお、登下校時における地震発生後の児童の新たな乗車は行わず、スクールバスが学校に到着した時点で、地域の安全を確認し、児童を保護者に引き渡す。

在宅中登校前：学校は原則として休校とし、スクールバスの運行も行わない。

2 大雨による災害

台風による広範囲かつ大規模な被害が予想される時や土砂災害警戒情報が発表された場合、原則として、スクールバスの運行は行わない。なお、下校時においては、今後の気象情報等を総合的に見て、学校での待機及び保護者への引き渡し等による下校を判断する。